現況測量・用地測量について

○現況測量とは

道路予定区域及びその周辺の土地の起伏や現在ある建物、樹木、道路等の形状を調査し、地形を表す現況平面図を作成します。**【平成 21 年度作業】**

○用地測量とは

取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得面積を確定する作業です。下図では、例えば A さんの場合、B さんや C さんだけでなく、D さんや E さんにも境界を確認するために立会いをお願いし、A さんの取得面積を確定します。

作業としては、権利者調査、現地調査、境界の確認立会を行うとともに、都市計画線を示す幅杭（橙色）を現地に打設し、取得面積を確定します。**【平成 22～23 年度作業】**

※ 測量作業を行う者は、腕章を付け、東京都発行の身分証明書を携帯しております。

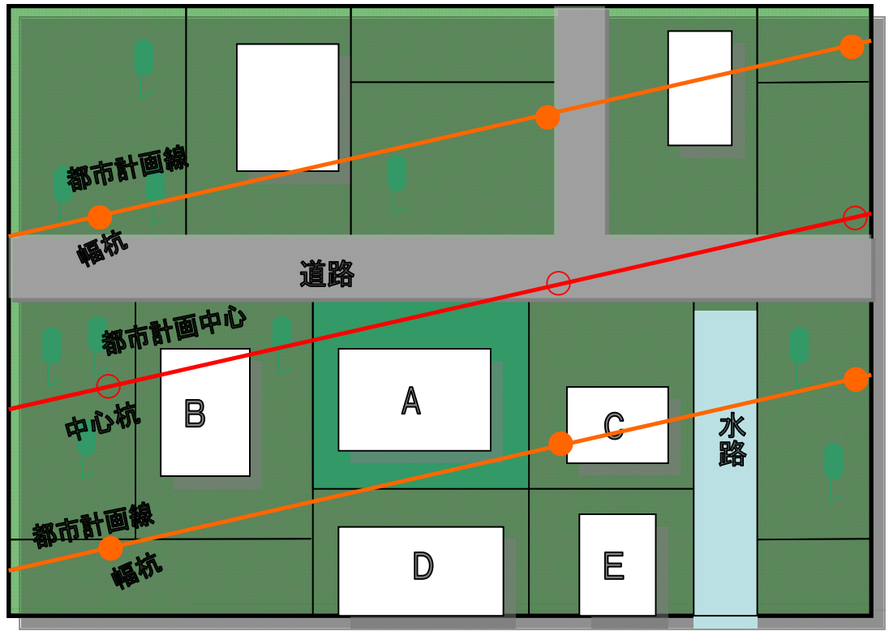

お問い合わせは

〒183-0006　東京都府中市緑町 1-27-1
東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
事業計画について　環境対策担当係　TEL 042-330-1836
測量について　測　量　係　TEL 042-330-1842

事 業 概 要 説 明 会

府中都市計画道路 3･2･2 の 2 号東京八王子線 及び国立都市計画道路 3･3･2 号東京八王子線

（府中市西原町二丁目～国立市谷保）

日時：平成 23 年 1 月 12 日（水）午後 7 時～8 時 30 分
場所：国立市立国立第七小学校 体育館

日時：平成 23 年 1 月 13 日（木）午後 7 時～8 時 30 分
場所：府中市立府中第七小学校 体育館

東京都北多摩南部建設事務所

府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線

【平面図】

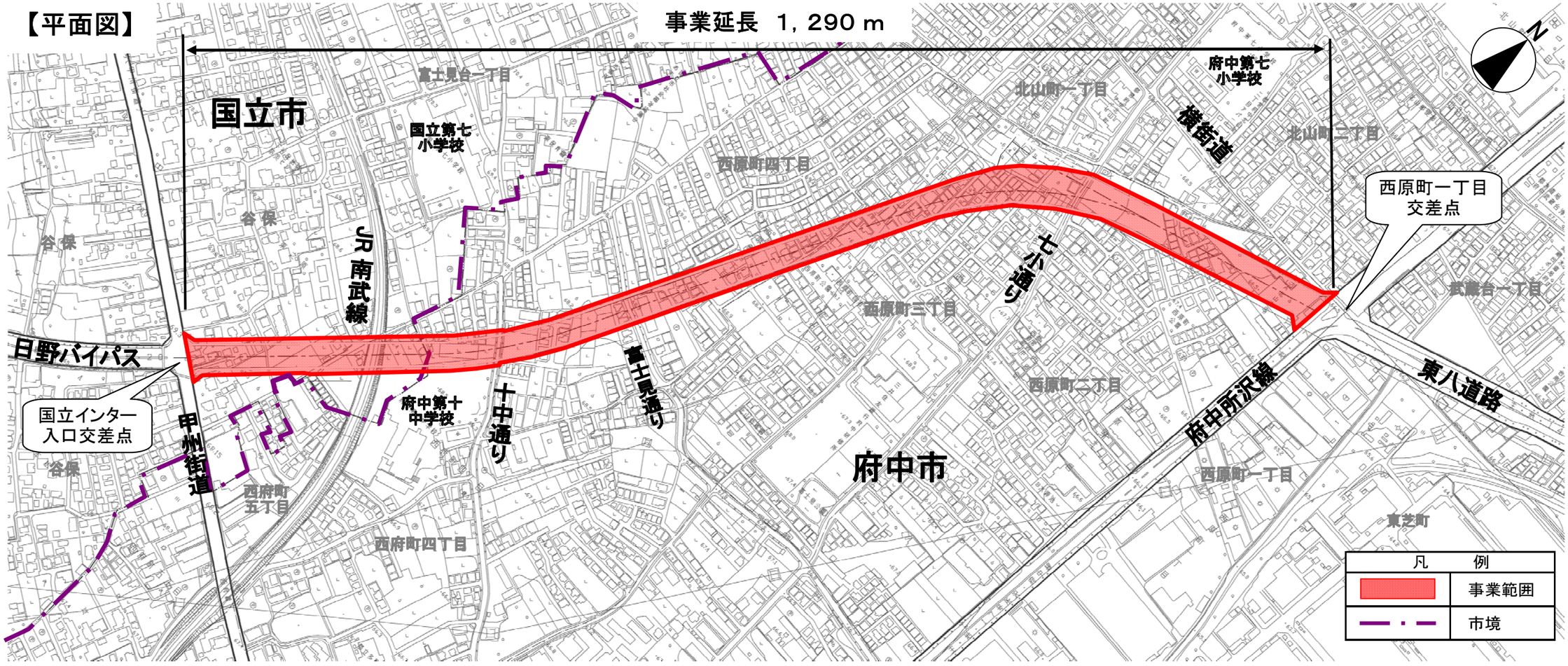

【計画の概要】

事業延長　：1,290 m
道路幅員　：36～41 m
車線数　　：4車線
計画交通量：39,100～42,900 台/日
事業期間　：平成23年度～平成30年度

【標準断面図】

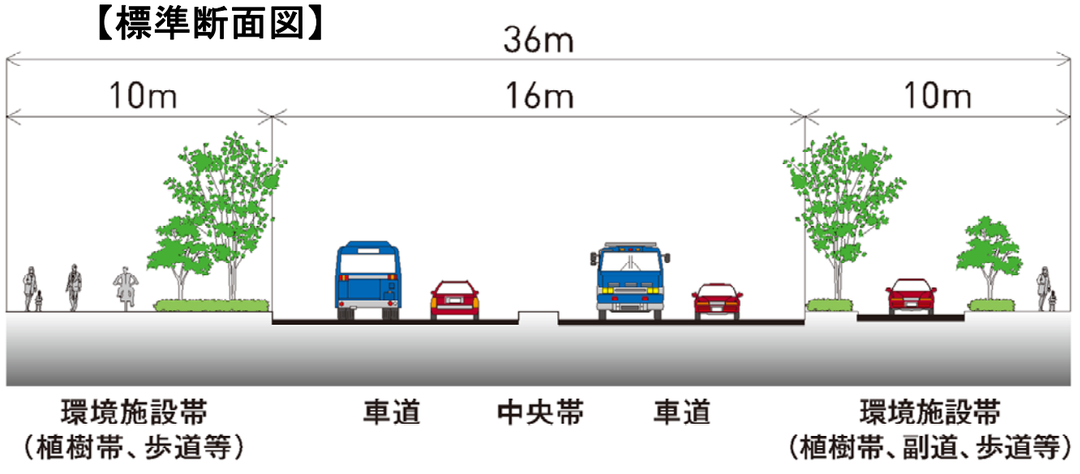

都市計画道路ができるまで

【府中3・2・2の2及び国立3・3・2の場合】

①測量説明会

計画道路の沿道の皆様にご理解をいただくため、事業内容及び測量についての説明を行います。

②現況測量の実施

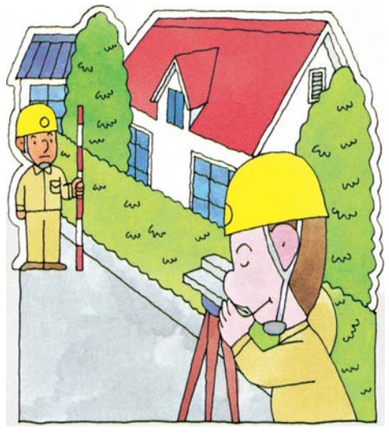

計画道路及びその周辺の建物や道路を測量し、現況平面図を作成します。

③用地測量（その1）の実施

権利調査や現地調査を実施し、境界確認作業の準備を行います。

④都市計画の決定

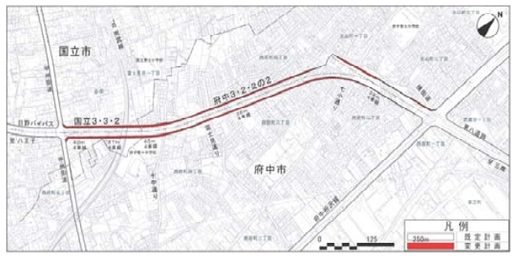

現在、本計画道路では、道路幅員などを変更する都市計画の手続きを行っています。

⑤事業概要説明会

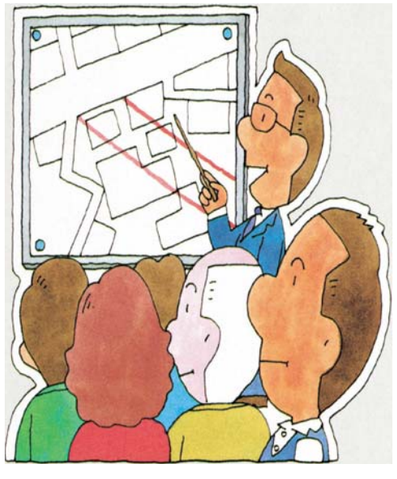

事業内容についての説明を行います。
また、「②現況測量の実施」で作成した現況平面図に計画道路の幅員（計画線）を記載した図面を提示します。

⑥用地測量（その2）の実施

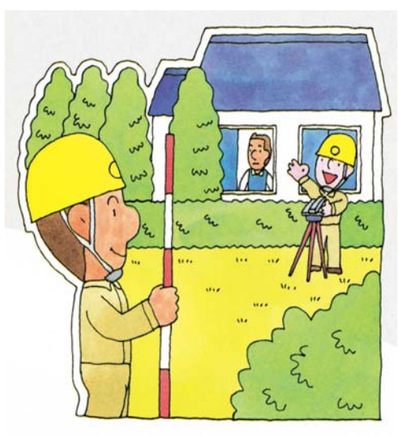

この測量で計画道路の幅員（計画線）を現地に表示します。また、買収させていただく土地の面積が確定します。
（土地境界立会いをお願いします。）

⑦事業着手の手続き

都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

⑧用地説明会の開催

用地買収の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆様も含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償について説明します。

概ね2年程度

概ね8年程度

⑨用地折衝・協議

対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

⑩契約・補償金の支払い

話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑪物件移転

買収させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

⑫工事説明会

沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

⑬工事の実施

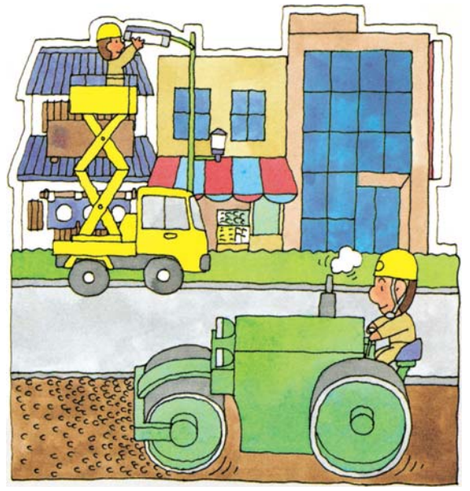

沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

⑭都市計画道路の完成

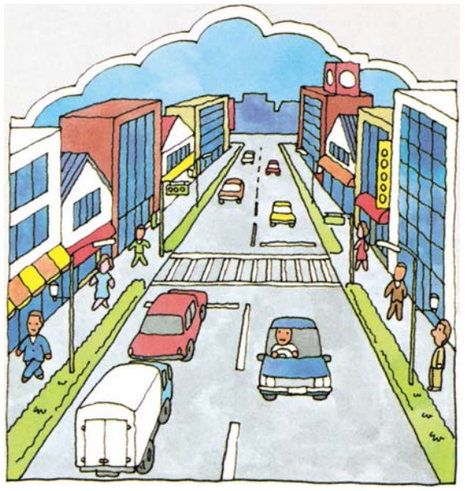

多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

概ね8年程度